

北海道農業経済学会 学会賞表彰細則

(趣旨)

第1条 本細則は学会賞表彰規程の円滑な運用を図るために定めるものである。

(会員歴・年齢の数え方)

第2条 学術賞及び功績賞の会員歴は表彰前年の9月末日時点で、奨励賞の年齢は報告当日で数える。

(学術賞の推薦)

第3条 学術賞の推薦者は、表彰前年の11月末日までに、候補者名、所属、対象著作、推薦理由を記した推薦状に、略歴書、主要業績一覧、対象著作の要旨(功績賞の場合は同賞にふさわしい功績の要旨)(2,000字以内)各1部及び対象著作(功績賞の場合は関係する資料)3部を添えて、事務局に提出しなければならない。

(奨励賞の申請)

第4条 奨励賞の審査を希望する会員は個別報告の申請時に奨励賞審査希望の旨、事務局に申請する。申請には『フロンティア農業経済研究』への投稿(予定)を条件とする。

(副賞)

第5条 理事会の議により、学会賞に副賞を授与することができる。

(事務担当)

第6条 学会賞に関する事務は、会長が指名した理事が担当する。

(改正)

第7条 本細則の改正は理事会で行い、総会に報告する。

付則1 本細則は2002年4月1日から施行する。

2 本細則は2003年10月18日に改正、施行する。

3 本細則は2006年10月7日に改正し、2006年10月9日から施行する。

4 本細則は2013年9月14日に改正し、2014年1月1日から施行する。

5 本細則は2018年3月4日に改正し、2018年4月1日から施行する。

6 本細則は2019年3月2日に改正し、2019年4月1日から施行する。

7 本細則は2022年3月5日に改正し、2022年4月1日から施行する。

8 本細則は2022年8月27日に改正し、2022年8月29日から施行する。